

包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程

第1条（目的） 一般社団法人日本こころの安全とケア学会（以下本学会）CVPPP 研修管理委員会規程第4条(1)に基づき、主に精神科領域の現場において発生する興奮や攻撃、暴力に対し、専門的な知識や技術を基に包括的に対処できる技能を広く普及させるとともに提供される環境や支援の質の向上を図ることを目的にこの規程を設ける。

第2条（研修の種類） 包括的暴力防止プログラム（以下CVPPP）に関する研修は以下とする。

- (1) CVPPP トレーナー養成研修
- (2) CVPPP インストラクター養成研修
- (3) CVPPP フォローアップ研修
- (4) CVPPP ステップアップ研修
- (5) CVPPP インストラクターフォローアップ研修

第3条（研修目的） 各研修の目的は以下の項目の通りとする。

- (1) CVPPP トレーナー養成研修

主に、精神科医療領域の現場やその他退院を支援する施設などにおいて、Person-centered なケアのあり方を探求し、包括的にケアするための知識と技術を学ぶことを目的とする。本学会が定める CVPPP トレーナーを養成・認定することを目的とする。

- (2) CVPPP インストラクター養成研修

主に、精神科医療領域の現場やその他退院を支援する施設などにおいて、Person-centered なケアのあり方を探求し、包括的にケアするための知識・技術や伝達方法と CVPPP インストラクター細則に定める資質・能力を審査することを目的とする。

- (3) CVPPP フォローアップ研修

主に、精神科医療領域の現場やその他退院を支援する施設などにおいて、Person-centered なケアのあり方を探求し、包括的にケアするための知識と技術の再確認と向上を目的とする。

- (4) CVPPP ステップアップ研修

主に、精神科医療領域の現場やその他退院を支援する施設などにおいて、Person-centered なケアのあり方を探求し、包括的にケアするための知識と技術の伝達方法の習得と CVPPP トレーナー養成研修の運営方法について学ぶことを目的とする。

- (5) CVPPP インストラクターフォローアップ研修

主に、精神科医療領域の現場やその他退院を支援する施設などにおいて、Person-centered なケアのあり方を探求し、包括的にケアするための知識と技術の再確認と伝達方法の向上と統一を目的とする。

CVPPP 研修管理委員会が主催する。

第4条（研修開催基準） 包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第2条に定める研修を開催する際は、研修開催施設・団体は以下の基準を満たすこと。

(1) CVPPP トレーナー養成研修

- イ 研修の全日程に CVPPP インストラクターが参加すること。
 - ロ 原則、受講生 8 名に対して CVPPP インストラクター・トレーナー 1 名以上の配置とすること。
 - ハ 研修時間は、6 時間×4 日間=24 時間であること。
 - ニ ① 前年度以降に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講した CVPPP インストラクターが参加すること。
 - ② CVPPP トレーナー養成研修を主催・運営する施設・団体内に、前年度以降に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講した CVPPP インストラクターが在籍していること。
- 上記の①～②のいずれか 1 つの条件を満たすこと。

(2) CVPPP インストラクター養成研修

- イ 研修の全日程に CVPPP インストラクターが参加すること。
- ロ 原則、受講生 3 名に対して CVPPP インストラクター 1 名以上の配置とすること。
- ハ 研修時間は、6 時間×4 日間=24 時間であること。
- ニ 本学会理事会の CVPPP インストラクターが 2 名以上参加すること。

(3) CVPPP フォローアップ研修

- イ 研修の全日程に CVPPP インストラクターが参加すること。
 - ロ 原則、受講生 8 名に対して CVPPP インストラクター・トレーナー 1 名以上の配置とすること。
 - ハ ① 前年度以降に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講した CVPPP インストラクターが参加すること。
 - ② CVPPP トレーナー養成研修を主催・運営する施設・団体内に、前年度以降に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講した CVPPP インストラクターが在籍していること。
- 上記の①～②のいずれか 1 つの条件を満たすこと。

(4) CVPPP ステップアップ研修

- イ 研修の全日程に CVPPP インストラクターが参加すること。
 - ロ 原則、受講生 3 名に対して CVPPP インストラクター 1 名以上の配置とすること。
 - ハ 研修時間は、6 時間×4 日間=24 時間であること。
 - ニ ① 前年度以降に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講した CVPPP インストラクターが参加すること。
 - ② CVPPP トレーナー養成研修を主催・運営する施設・団体内に、前年度以降に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講した CVPPP インストラクターが在籍していること。
- 上記の①～②のいずれか 1 つの条件を満たすこと。

(5) CVPPP インストラクターフォローアップ研修

- イ 研修の全日程に本学会が認定する CVPPP インストラクターが参加すること。

第 5 条（研修内容） 包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第 2 条に定める各研修

は、原則以下の項目を含む内容とする。

(1) CVPPP トレーナー養成研修

- イ CVPPP についての講義
- ロ 身体介入演習（ブレイクアウェイ・チームテクニクス）
- ハ グループワーク演習
- ニ ロールプレイ演習

(2) CVPPP インストラクター養成研修

- イ 身体介入演習（ブレイクアウェイ・チームテクニクス）での説明
- ロ グループワーク演習
- ハ ロールプレイ作成・演習
- ニ 意見交換

(3) CVPPP フォローアップ研修

- イ CVPPP についての講義
- ロ 身体介入演習（ブレイクアウェイ・チームテクニクス）
- ハ グループワーク演習
- ニ ロールプレイ演習

上記のいずれかを含む内容とする。

(4) CVPPP ステップアップ研修

- イ 身体介入演習（ブレイクアウェイ・チームテクニクス）での説明
- ロ ロールプレイ作成・演習
- ハ グループワーク演習

(5) CVPPP インストラクターフォローアップ研修

- イ CVPPP についての講義
- ロ 身体介入演習（ブレイクアウェイ・チームテクニクス）

2 前項以外の内容を行った時には、本学会に報告を行うこと。

第6条（研修開催の留意事項） 包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第2条に定める(1)～(4)の研修を開催する施設・団体は、以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 研修開催時期が決定次第、研修開催申請書を本学会事務局に届けること。
- (2) CVPPP トレーナー養成研修開催の際は、本学会事務局に CVPPP 研修開催申請書、CVPPP トレーナー認定登録希望者名簿を届け出ること。
- (3) CVPPP フォローアップ研修・CVPPP ステップアップ研修開催の際は、本学会事務局に CVPPP 研修開催申請書、CVPPP 研修受講者名簿を届け出ること。
- (4) 研修終了後は、速やかに研修報告書を作成し本学会事務局に届けること。
- (5) 包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第2条に定める各研修の受講料等は、研修開催施設・団体で設定すること。ただし、営利目的での研修開催は禁止とします。
- (6) 受講料等金銭の取扱いには十分注意すること。
- (7) 研修開催にあたっては、怪我がないように十分配慮すること。
- (8) CVPPP トレーナー養成研修・CVPPP ステップアップ研修・CVPPP インストラクター養成研修を実施する際には、1日目から4日目の研修期間は1ヵ月以内が望ましい。

第 7 条（本学会事務局への諸費用等）本学会事務局への諸費用等については、以下のよう
に定める。

(1) CVPPP トレーナー認定証書が必要な受講生は、発行代として 1,000 円を本学会事務局に
納めること。

(2) CVPPP ステップアップ研修参加証明証書が必要な受講生は、発行代として 1,000 円を本
学会事務局に納めること。

(3) CVPPP インストラクターフォローアップ研修参加証明証書発行代として 1,000 円を本学
会事務局に納めること。

(4) CVPPP トレーナー認定証書や CVPPP ステップアップ研修参加証明証書、CVPPP インスト
ラクターフォローアップ研修参加証明証書を再発行する場合や研修終了後に発行希望する
場合は、発行代として 3,000 円を本学会事務局に納めること

第 8 条（研修受講資格）各研修に出願できる者は次に定める者であることとする。

(1) CVPPP トレーナー養成研修

医師、保健師、看護師、准看護師、精神保健福祉士、心理療法士、作業療法士など医療や
福祉に従事している者。また、CVPPP に深い関心があり受講を希望する者。

(2) CVPPP インストラクター養成研修

包括的暴力防止プログラム（CVPPP）インストラクター細則第 7 条に定める。

(3) CVPPP フォローアップ研修

CVPPP トレーナー・インストラクター認定証書が発行された者。

(4) CVPPP ステップアップ研修

CVPPP トレーナー・インストラクター認定証書が発行された者。

(5) CVPPP インストラクターフォローアップ研修

CVPPP トレーナー・インストラクター認定証書が発行された者。

第 9 条（規程の見直し） この規程は、CVPPP に関する研修の質を確保していくため、必要
に応じて本学会理事会で見直しを行う。

本規程は、令和元年 11 月 29 日より一部改定し施行する

本規程は、令和 2 年 6 月 5 日より一部改定し施行する

本規程は、令和 2 年 12 月 5 日より一部改訂し施行する